

健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐため、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

この健全化法は、財政の健全性に関する比率を公表させる制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化計画（イエローカード）、財政再生計画（レッドカード）、並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定させ、議会に報告し、広く公表させるものであります。

健全化計画策定義務等を含めた全体の法施行は平成21年4月ですが、財政の健全性に関する指標の算定、監査委員の審査、議会への報告並びに公表については、平成20年4月から施行されており、本町においても、平成19年度決算に基づく健全化判断比率（「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」、「④将来負担比率」の4指標）及び公営企業会計ごとの「⑤資金不足比率」を算定し、監査委員の審査後、その意見を付して9月定例議会へ報告いたしました。

※各指標の算定資料等の書類は、総務課（財政班）に備えています。

◎健全化判断比率

平成20年度に算定した「平成19年度決算に基づく健全化判断比率」については下記の表のとおりとなり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

指 標		四万十町	早期健全化基準	備 考(説明)
健全化判断比率	① 実 質 赤 字 比 率	— %	13.66%	一般会計等の実質赤字比率
	② 連結実質赤字比率	— %	18.66%	全ての会計の実質赤字比率
	③ 実 質 公 債 費 比 率	16.8%	25.00%	公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率
	④ 将 来 負 担 比 率	77.8%	350.00%	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

※①実質赤字額及び②連結実質赤字額がないため「—」で表示している。

◎資金不足比率

平成20年度に算定した「平成19年度決算に基づく資金不足比率」については、資金不足を生じた公営企業（会計）がないため、算定されませんでした。

指標	公営企業会計名	四万十町	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率	水 道 事 業 会 計	— %	20.00%
	簡易水道事業特別会計	— %	
	下水道事業特別会計	— %	
	農業集落排水事業特別会計	— %	

※資金不足額がないため「—」で表示している。



本町における「健全化判断比率（4指標）」及び「資金不足比率」につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っており、現時点では適正な基準であると思われますが、依然として高い公債費負担の状況など、まだまだ改善すべき点があり、総合振興計画等に位置づけられた「新たなまちづくり」のためにも、今後も健全な財政基盤の確立を目指します。

[広告]

忘年会・新年会

各種宴会など

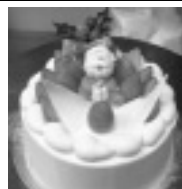
ご予約お待ちしております!!



四万十町榊山2-2

22-0883

わらび
居酒屋 笑美



バースデーケーキ
その他お祝いケーキなど
随时ご予約承ります♪

クリスマスケーキのご予約もお待ちしております!!

四万十町平串423-1

22-9033



お菓子工房

笑美